

空港に離着陸しようとする航空機に向かってレーザー光を照射する等の危険な行為が相次いでいる。

- 平成27年10月17日午後6時50分頃、伊丹空港に着陸しようとした松山発伊丹行き全日空1648便（ボーイング737型機）の操縦室にレーザー光が照射されるという事案があり、国土交通省大阪空港事務所への報告とともに、警察への通報があった。  
（操縦士に影響はなく、同機は予定通り着陸した。）
- 集計を始めた2010年7月から今年6月末までに、国土交通省に報告があった件数は194件。
- 昨年10月の事案を受け、国土交通省では、レーザー光照射事案があった際には、軽微な事案であっても報告するよう各航空会社に要請したところ（今年2月に要請文書を発出）。
- 政府としても、これまで、レーザー照射の危険性に関するポスターを関係省庁の連名により作成し、空港等の周辺自治体に配布・掲示（今年5月）する等の対策を講じてきているところ。



操縦室にレーザー光が照射された場合のイメージ(米国FAAのHP内動画より引用)



レーザー照射に関する新聞記事の例 (H27.11.19読売新聞夕刊)

### 【参考：レーザーに関する規制の現状】

- ・ 平成13年に改正された消費生活用製品安全法により、一定以上の高出力のレーザーポインター（JIS規格クラス1～4のうち、3以上のもの）は、国内での販売が規制されている。
- ・ レーザー光の照射により、航空機の運航に影響を及ぼした場合は、刑法（威力業務妨害罪）又は航空危険行為処罰法により罰せられる。